会 議 録

云	
会議の名称	第 16 回西東京市男女平等参画推進委員会会議録
開催日時	平成 15 年 6 月 26 日 午後 7 時から 9 時 30 分まで
開催場所	西東京市民会館第5会議室
出 席 者	(委 員)堀口委員、加藤委員、神島委員、赤石委員、岩西委員、栗原委員、
	高橋委員、角田委員、西山委員、渕脇委員
	(欠席者)石井委員、今城委員、田口委員、中村委員、名古屋委員
	(事務局)佐藤主幹、岩田係長、菅沼主任、インテージ2名
議題	・課題整理シートについて
	・その他
会議資料	16-1 第 16 回西東京市男女平等参画推進委員会資料 主な論点の整理
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者名	発言内容
委員長	第 16 回西東京市男女平等参画推進員会を開催する。まず事務局から。
事務局	まず1点目は会議録がお手元に届いていると思うが、前回開始までに1時間
	有り、その前段が定数に達していないので会議録に入れられないということ
	で、皆さんにお伺いしたい。お手元の会議録の4ページだがここから公示開
	会である。情報公開であるので会が成立した時点で情報公開コーナーに入れ
	るということで、この4ページの下段のところから情報公開に入れるという
	ことで、前段については皆さんには配ったが参考ということでご了解いただ
	きたい。
	- ここ。 - それから訂正がある。12 ページ発言者欄の委員長というところ、「次回の開
	催は7月26日夜でございますが」とあるが、6月26日である。
委員長	本日は会の次第が無いが皆さんのお手元に資料 16-1 がある。これは第 16
	回委員会の資料で、今まで皆さんが出してくださったワークシートの主な論
	点が整理されているので、ここから入っていきたい。
委員	事務局のほうにお訊ねしたい。行動計画がどういう形で、どういうスタイル
	にできるかイメージが浮かばない。それによって各項目にどこまで入れるか
	がはっきりしてくる。
	少子化について等、委員のほうから指摘があったが、なぜ入れているかとい
	うと市民アンケート調査で少子化について問いをしているから。どこかに少
	子化についてきちんと出さなければアンケート調査が生かされないので、無
	理やり課題をつくって入れた。
	6つの項目の枠をつくったが、それぞれの全体的にまず基本的な考え方とい
	うか理念があり、6つの頭に現状と課題を入れ、それからこういう具体的な
	ものも入るとイメージすればよいのか。そこがよくわからないので不安であ
	る。その点を訊ねたい。
事務局	項目ごとに、柱ごとに現状と課題などの考え方を述べるのはよいとして、具
	体的すぎる施策についてはどうかと思う。そこまで必要なのか。
	柱立ての中では細かい事業うんぬんではなく、ある程度の施策を答申として
	出していただいて、それを庁内の総合計画、各部の計画等と整合性を持たせ
	ながら細かい事業についてはそれから作っていきたいと考えている。
	皆さんの話し合いの中でもあると思うが、事務局ではそのようなイメージを
	持っているつもりである。
委員	それでは今までやってきたことは何だったのかということになるが。
事務局	無駄ということは無い。
	それでは今までやってきたことは何だったのかということになるが。
ずが叩	

皆さんが出していただいたものについては、後ほどまた、こういった意見が 出ているということで進めていきたい。 委員 そうすると一回整理が必要になると思う。大鉈を振るわないとこれを即計画 に生かすというわけにはいかないということか。 委員長 主な論点整理に入る。資料 16-1 で三角形に囲ってあるのが 6 つのテーマで 最初にある"学びで身につける男女平等"、これはA委員から提案が出てい て非常に微妙で難しい問題を含んでいる。皆さん時間をかけて話したいと思 うが今日は田口委員も休みですのでこれは最後に回したい。 "家庭生活を豊かにする男女平等"から検討したい。 2 つ問題が出ている。これに関して「主な論点の整理」ではは子育て支援と か高齢者保健福祉政策という今のB委員とも関わるものかも知れないがど こまで踏み込むかということが指摘されているが。 どこまで踏み組むかといったときに、一つは子育て支援計画というのがべつ 委員 にあり、あるいは高齢者についてもあるがそういったところでもっと具体的 に書き込むから、これはそれほど書かなくてもよいということなのか。計画 としての整合性としてあまり書かなくてもよい、ということか。それは他の 計画にあるから書かなくてもよいのか。 委員長 このへんはよそで検討とか実施するとあるが、これに関しては事務局ではど う考えているのか。 委員 もう少しいえば、アンケートなどを見ると、結局市でやれることというのは 保育園の整備とか、男女平等推進と言っても周辺的なところのバックアップ が一番大切なんじゃないかと意見が出ていたと思う。だからこそ仕事と家庭 を両立させるためにここでも扱っていると思うが、ここまでいうとどうして いいのかという感じがある。 委員長 検討中と書いてあるからここには入れないのか、あるいはやはり入れておく べきかということだが。 「どこまで踏み込むのか」という言葉が出てきたことの背景を教えていただ きたい。 事務局 この資料は、基本的にこちらは皆さんの意見の中で対立というか方向性に違 いが見られるものを書き出しているところなので、事務局としてどちらに持 っていきたいという意識で書いているものではない。 子育て支援計画に組み込まれるものであれば、援助の充実という程度でよい のではないかというご意見もあり、細かい具体的なことまで書くのかどうか の方向性を検討する必要があるということをお伝えする意識で書いたもの である。 委員 今の点は私が指摘しているところかと思うが、実際に支援計画でどれだけの ものが組み込んでいけているのか見えてなかったのであげた。 そちらで充実したものが行えるのであれば、こちらは比較的さっぱりとし た、そういった計画と連携を持って政策を推進していきましょうとかその程 度で収めてもよいのではないか。 逆にいえばそちらが充実したものでなければこちらでかなり踏み込まなけ ればならないという考えで入れた。バランスを考慮してどこまで踏み込める のかなというくらいに考えたほうがよい。 できればそちらの計画がどこまで踏み込めているのか、事務局とかこちらの ほうから出してもらえればと思う

その点については作成中なので、事務局としても資料をくださいと請求して

もまだ作成中でだせないという返事が返ってくる。8月か9月にまとまるそ

事務局

うである。子育てに関してどこまで書くのかということはそちらの計画があ る程度見えてからこちらで検討するということで、現時点で保留にするとい う考え方もできる。

委員

男女平等参画というときに保育とか介護とか高齢者福祉の問題というのは 実際にそのサポートがあるかないかでそれぞれの家庭がそういうことを実 現するかどうか大きな問題になる。子育て支援計画を立てている人達へのバ ックアップというか、男女平等参画推進委員会でもここの分野はぜひがんば ってもらいたいという形で、我々がここが重要だと考えているということは 出して、しかし具体的に動くのはそちらがやって、という組織になると思う。 支えたい、応援したいということは伝えたい。

委員

この再編課題整理シート上では具体的取り組み案をまとめるということだ が、私たちは子育てと介護問題は柱として入れたこと。どこまで踏み込むの かというよりも、かなり密接に男女平等に関連していることなので、要の部 分と考えている。

委員

子育て支援計画の策定委員の方たちと意見交換するというのは難しいのか。 かなり大きな部分なので何も知らないで話し合っているのも時間の無駄だ と思う。

事務局

実際に庁内の総合計画プロジェクトというのはあるが、最近は開かれていな い。今は市の総合計画の策定が中心となっている。それに基づいて先ほどの 個別計画ができてくる。我々としてもどの辺まで行っているか聞いたが、ま だ検討中で外に出せないということである。計画の整合はどこでとるのか、 我々の委員会は何も資料が無いままで検討して、後でできあがったときに違 うじゃないかというのはおかしい、という話はしている。なかなか理解が得 られない状況。

しかし、庁内の委員を連れてきても我々はそれだけの権限はないといわれ る。最初は部長級でこの委員会を立ち上げたが、議会等の指摘で下におろし てやったほうがもっと動けるじゃないかということで、係長、主任クラスで 立ち上げたわけだが我々は権限が無いのにどうやって決めたらよいのかと いう意見が出てきた。我々が考えているのは作業部会であり、皆さんの意見 を考慮して検討委員会の中で自分達の意見を上げるのが作業部会の仕事で はないか、という位置付けである。推進委員会との関係は離れているという のが実態である。

委員長

今の話は大変ショックで、推進体制の根幹に関わる話。これは計画を作って もただ作っただけで終わるのではないかと思う。

保育園というのが男らしさ女らしさの最先端の場になっていると大きな問 題として言われていることもあり、そうすると「母子一体」とか、いろんな 問題がこの領域などにもあるわけで、ここで自分達だけでやっていて非常に 隔離しているという話を聞くと不安になる。無理でも一回お願いしたい。

それは、部長・課長級とということか。それとも庁内委員会のメンバーとか。

事務局

子育て支援計画のメンバーとか。

委員

どこと会合を開くということもだが、最初にC委員がどんなイメージかとい う質問に対して、事務局のほうから施策までがイメージだということで、そ うなると再編課題整備シートについてというのを見ていただきたいが、Aの グループの中で具体的な取り組み施策事業 (案)となっているところで、私 のイメージは下線を引いているところが施策で黒い丸のところは事業と仕 分けをしている。それでいくと「学校生活の運営における慣行の検討」とい うのを施策に上げて、そうすると名簿の検討というのをここの場合は事業と して「混合名簿を進めていく」というのをどのようになるのかということを ディスカッションして、ここの場合は事業まで入れていくのか。

地域活動の論点の整理と事務局からの返事もあわせて、まちづくりのところ を見ていただきたい。17 ページのところで施策として考えられるのは地域 行事運営における男女平等参画の促進とか、団体における方針決定の場にお ける男女平等参画とか、団体指導者への意識啓発研修である。それに主な事 業の案を書いている。地域の団体の男女平等参画という施策をこちらの推進 委員会で挙げたときに、具体的なイメージ、事業のイメージがはたして実施 計画を立てて頂くときに沸くのかという問題が出てくる。いろんな自治体で 団体リーダーを集めて研修会をやっているところや出前講座をやっている ところもあり、リーフレットとして社会活動、団体活動の中における意識啓 発をしている自治体も多々あると思う。しかし、課題として出しても、コメ ントのように事業案がイメージとして沸かないとなると、実際の事業として 結実しない。策だけはあって検討中ということになりかねない。どこまでど のように書けばいいのかということは非常に重要なことである。細かく数字 に踏み込むと事業に縛りが出て、予算の都合でかえって切られてしまう可能 性もあるし、細かい事業案にどこまで踏み込むかはこちらも考えなければな らない。だが、施策として掲げたときに意味していることが伝わらない、わ からない。説明を書いて例示をしなければわからないとすれば、そういう加 工して出さないといけないということもある。対立点について話し合うこと も大事だが、今出てきているのは、そういう問題もある。

細かく入り込むと、行政内部でこれを受けて実施計画を立てるときにそれ以上のものが出ないという恐れがある。本当は市民案に独自性を加えてやっていただかないと、行政がプロとして出していただくくらいでなければならない。細かく書きすぎると縛りになるので、施策まで、と私も思う。

でも例えば、学校運営の名簿のことでも小学校はもうやっているからいいん じゃないと、すでに実施済みと受け取られては困る。

そこをどういうふうにすれば一番願っている事業を組んでいただけるのか。 そうするためには施策としては挙げ、事業としてはこれだけは推進委員会と してお願いしたいというところまで、変則的に書き込むことにするのかとい うことを合わせて議論をしていったほうがよい。

それと子育て支援計画はもう進行中であるが、行政の計画の中でちぐはぐはおかしい。総合計画とリンクしない男女平等推進計画だったり、子育て推進計画とリンクしないということでは、あれはほっとけとなりかねない。そういうことになるとせっかく力を尽くしてもあそこは独自だからとなる。子育て支援計画とリンクするにはどうすればよいのか、話し合いの場を持てばよいのか、計画が固まらないうちにある程度出していただくなり、あるいはこちら推進会議のほうから「子育て支援計画に向けて」という要望書を書くこともありだと思う。

事務局

委員

施策と事業の関係だが、庁内の委員からでた意見では、細かい、数字的な部分がでるのはやめていただきたいという話は出た。事業名を具体的に出していかないとというのはわかるが、ある程度ぼかした形での施策事業というのがよい。子育て支援計画や他の個別計画だが相談して資料をもらえるような方向で検討したい。お互いに議論しながらやっていけるように相談したい。私たちがつくるのは市民がつくる行動計画の策定だと思う。行政は行政の立場で行動計画を作るとしたら、本当に一緒の計画はできないだろう。市民の要求はここまで、だが行政はそこまではやれない、という中で、どこで行政が考えているものと、市民が作ったものでどういうものを実施計画として実際やっていくのか。市民の委員会が行政はできないだろうという見込みの上

でここまでという策定をするというのは納得できない。何のために市民の委員会をつくっているのかというと、市民が何を望んでいるかということを知りたいということ。 行政ができないのではじめから入れるなというのは納得できない。

事務局

子育て支援計画が策定中だが、担当の部長なり課長なりと会った方がいいのか、庁内委員会のように実際にやっている人と合ったほうがよいのか。庁内委員会のメンバーと意見交換の場を設定しても、「検討中」で終わるのではないか。私の判断ではどうにもならないということになる。

委員

庁内委員会との意見交換会はぜひやりましょうということは前々回から出ていた。今回のご意見もこちらが望んでいる方向性を庁内検討会からのご意見を見るとがっかりするという意見が多い。ですから、建設的なものがすぐに形にならなくても早い時期にセッティングをしていただきたい。子育てと高齢者の問題について、計画の整合性は具体的な部分は検討しているのでわからないとしても、むしろこちらから具体的に検討しているのでこれを文章にして、ご意見があればとかそういう方向性で検討して欲しいと申し入れるなどして、向こうの意見を待って対応するのではなく積極的にこちらから打ち出して検討材料にしていただくということを検討していきたい。計画の中にどこまで踏みこむのかというのは男女平等に関しては非常に大きな柱なので、子育てや高齢者の計画と重なっても合わせて出していくべき。重複することはかまわないと思う。

委員

こちらでも出ていることは他でも出ている、重要視していることをアピールする意味でも、検討するに値する。意見交換したくなればその時点で話し合ってもよいと思う。権限のある方と話し合ったりこちらの疑問に答えてもらったりこちらの意見を取り上げていただけるような立場の方とミーティングできれば、それが課長であろうが部長であろうが話をしたい。

委員

検討中のときに、子育て支援計画の人が男女平等参画の視点でやっているのか、介護の人が嫁とか娘がやるとかいってたりしたら大変なことになる。早いうちにそこのところに男女共同参画の考え方を入れたい。出来上がったのでは見込みは無い。

委員

私は事務局からお借りしている「西東京市子ども家庭データブック」の中では、「西東京市の子育て支援計画策定のための基本理念」を平成 14 年 4 月に西東京市子ども福祉審議会として出している。その中の基本理念が 4 つ示されているが、一応男女共同での子育ては外してはいない。この基本理念のところだけは皆さん持っていてもよいと思う。あと、メンバー表などもある。皆さんも気になるところではないかと思う。

事務局

今の点はこちらでも事前に確認している。ここで言われているのは、「正規保育士を増員するのか」とかの細かいレベルまで今の時点で確認できるタイミングではないということ。全体的に大きな方向性としてはずれていないということは確認している。

「正規の保育士を増員する」ということを両方の計画に書く必要があるのか、という部分でどこまで踏み込むのかということを提案していると考えている。

委員

そういった分類でいえば、丸点の中でも2種類あるのかも。職員の待遇については難しい問題だとは思う。ただ女性センターの職員がほとんど非常勤で、雇い止めがあるということを私たちがどう考えるかとか、子どもを預けているところの職員の待遇が非常勤であるということが果たして子どもにとっていいのかとか、そういうのは結構関わるという認識がある。

委員

結局、事務局からの提案としては具体的なことを、というので書いているの

5

であって、それが行動計画のところにそのままいくかというのはまた別問題。施策というところでまとめるのであれば「保育園の内容の充実」ということにまとめて出すことになる。そこらへんを施策を書きながら、コメント的に具体的にはこのような検討が必要だろうということを書いていけば生かせる。どういうものをつくっていくかというところで、これをどう生かすかということを最終的にははっきりしてくると思う。 ありがとうございました。正規保育士と臨職・非堂勤問題ということは、女

委員長

ありがとうございました。正規保育士と臨職・非常勤問題ということは、女性の雇用の問題とも関わっている問題なのでここに入れるという意味もある。他と重なっている部分もありそういうところに委員会では目配りをして計画を立てるために作られているだろうと考える。権限がある方が実態を知っているかというと、実際にやっている方が実態をよく知っているので、権限がある人と話をするのが必ずしも有効だろうか。

委員長

子育て支援のほうは時間をかけて検討したが、次の実現可能性のある計画を つくるというところはよいか。これは事務局から説明をしていただいたほう がよい。

事務局

これは子育てのところプラス人権を守るというところだが、税制、社会保障、 年金、補助とかお金にからむ細かい提案があるが、どこまで残すのかを見極 めをしていただいたほうがよい。

委員長

ここについては、西東京市では非常に無理という計画も盛り込むということか。

委員

実際にお金が動かないとものは動かないので、要求を外すということも考える。 数字を出していくらの増額を求めるということを書くなら問題があるが、補助や援助、所得税の控除などは要望とか意見を出す。この委員会としては削る必要は無い。

委員長

そのとおりだと思います。国と地方自治体との協働という意味でも入れてい く必要がある。

委員

国に対する要望は基本的に賛成。要望のところはきちっと入れる。実際にどのように入れるかというのは考えていかなければならない。税制とか年金とかについてはいろんな意見があるので、そこまで立ち入っては問題が出てくる。経済的な問題の中で、市のレベルでの話も出てくる。具体的な施策は考えなければならない。実際に予算の有る無しは税負担にも関わってくる。何でもではなく、重点的な課題というものを明らかにしたほうがいい。援助にしても所得の制限で問題が出てくる。持っている人にまで助成するのかという問題がある。具体的なものを挙げるならバランスは考えていかなければならない。

委員

所得制限を緩和して、より多くの人が支援を受けられるよう制度の検討がされていると思う。国ではそういう制度をつくって困っている人には援助しますということで制度改革をやっている。制度としてはこういうことを考えているという提言はしていったほうがよい。

委員

21 P の年金制度について。個人単位の社会制度をつくっていくという意味では自治体レベルで工夫があるのかなと思う。よく言われるのは国民健康保険の健康保険証が世帯に1つなので、D V で別れたときに使えない。電子化にしたいというわけではないが、個人単位のものを増やしていくということをアイデアとして書いた。こういうことを盛り込めば自治体レベルの施策になる。

委員

世帯分離は難しくない。周知すればよい。 一応1つの世帯だが分離をするというのは難しいことではない。

委員

施策として考えるのであれば、2004 年に財政再計算があるがもう間に合わ

ないので、2009 年の財政再計算に向けて市として提言をしていくとか、医 療については、市としては市町村国保の方で、例えばカード化とか可能にな るので具体的に盛り込むという提言でよいのでは。 委員 前回の会議録で、無料化になればよいと書いたが、全体的にみて必ずしも全 部無料化がよいとは思っていない。 委員長 ありがとうございました。実現可能性がなくても、必要なことは具体的では ない形で書き込めるところは書き込む。では職場で実践する男女平等という ことで、「OJTの市役所受け入れ」について事務局から説明を。 これは単に、具体的な取り組みの中にOJTの市役所受け入れという欄が有 事務局 り、それは何かという質問が委員から出たので。もう1つセクハラを職場に 位置付けるのか人権に位置付けるのかについては、職場のほうに位置付けて あるが、人権のほうに入れたほうがよいというご意見があったので確認を。 委員 市役所のOJTの受け入れという施策があり、効果については批判的な意見 もあったが、新聞記事で拝見して、女性のためには、かなり仕事に行くまで にはステップが必要であるということで、どうなのかと思って入れた。 委員 質問を挙げたのは私で、なぜ市役所がOJTを受け入れるのかということが わからない。逆に市役所の職員を男女平等の考え方の進んだ民間企業にOJ Tで入れ込んだほうがいいのではという考え方があったので。まったく違う 視点だったので質問した。 委員長 OJTとはオンザジョブトレーニングのこと。仕事の現場の中で仕事をしな がら覚えていく。実際の企業等では、女性はそういう場に連れて行ってもら えないのでなかなか仕事を覚えさせてもらえないのが現実の問題としてあ る。インターンシップというのは最近学生が3・4年生になって、半年から 1年くらい企業の中で実際企業がどういうことをするのかということを学 生の身分だがそこで働く。アルバイトとは違う。各大学が最近取り入れてい る。ここでいうOJTというのはどちらかというとインターンシップに近い のかな。 委員 いくつかの自治体でも取り入れているが、反応はあまり芳しくいない。短期 雇用で半年から1年、1年後はどうなるかというと、どうにもならない。 委員 最近雇用保険でトライアル雇用のような期間限定で取りあえず雇い入れる と助成金が出ますというのがある。高齢者や障害者を何ヶ月間か雇い入れる と助成金が出るというのがあるがそういうのを応用したものをつくる。民間 でも助成金を出して、試しに雇った結果よければそのまま雇用が続いたりす るので、そのようなシステムもやれるのではないか。 委員 トライアル雇用で雇用保険の枠でできるのは高齢者、障害者、母子家庭だっ たと思う。女性という枠ではない。 委員 育児介護を行うような女性の再就職ですよね。 ここ数年緊急雇用対策ということでかなりの補助金が出ている。100%補助 事務局 で事業を行えるというお金が出ている。各自治体が行っているのはそこのお 金を使っていると思う。これから先、財源的な保障の見通しは立たない。 委員長 ありがとうございます。短期雇用、数ヶ月使ってみて、それをうまく運用で きるかどうかというところが難しい。これはペンディングとする。では次の セクシュアルハラスメントについては。 委員 13 PのC6で、みんな一緒に項目立てしたので提起した。それともセクハラ は職場にしてとしたほうがよいのか、人権のほうにまとめたほうがよいの か。 職場にも入れられ、人権のところにも位置付けられる。拡充させることが大 委員長

事なので人権のところにも入れるのでよいのでは。次は人権を守る男女平等

について事務局から。 事務局 こちらの新しく出てきた意見の中で加害男性のサポートをどうするのかと いう意見があった。 マイノリティという表現について。ここでは2種類複数の意見が出ている。 細かくするともれが起こるという意見と、大雑把な括り方に違和感があると いう意見があった。ここもどこまで踏み込むのかということ。 最後にリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しても専門用語的なカタカナ は使わないほうがよいという意見と、あえて使って浸透させていくという意 委員 私が意見として出した。男女共同参画ということであれば、加害男性のサポ ートも必要。最終的に、女性が自立して生きていくためには加害男性へのサ ポートをしたほうがよい。 委員 18 Pの C 1 女性に対するあらゆる暴力への対策というところに入れるのか 分けて入れるのかわからないが、ここのゾーンのところに加害男性のサポー トも入れたほうがよい。 委員 いま日本の国内で行われている加害男性のプログラムについて取材したこ とがある。たしかに加害男性のプログラムというのは言葉としては注目を浴 びている。取材したアウェアというグループが1年間、加害男性でプログラ ムを受けたいという人に、自助グループのような形でカウンセリングを行っ ている。最初は納得していなかった加害男性も自分の行ってきたことがいけ ないことだったと思い直すし、自分達で自助グループをつくろうと、プログ ラムを終わった後もやろうという話を聞いた。 DV被害女性が西東京市にいるというときにどこを優先するのかというこ とが問題である。加害男性のサポートをどうとらえるのかは難しい。アメリ カなどでドメスティックバイオレンスの加害者のプログラムは、犯罪を犯し た服役の代替として行われている。犯罪者として逮捕されたときに、懲役を 受けるかプログラムを受けるかの選択肢がある。単にサポートを受けるでは あいまいになる。ドメスティックバイオレンスというのは女性に対する暴力 で犯罪であるということがなければ、男性も改心しているのだからまた一緒 になればよいという話になってしまうと、被害女性にとって脅威である。し かし、女性が暴力をふり続けている男性に経済的とか何らかの問題で同居を 続けなければならないときに、男性側が変わってくれるということはある種 の救いではあるが、男性の逃げになってしまうことを書いてもよいのか。今 は市内に多くいる被害者をどうするのかということを先に考えるべきでは ないか。 委員 サポートというのは要するに加害男性が集まって勉強会するか、カウンセリ ングするかということ。民間がするのか行政がするのかは別にして、何か支 援が必要だと思う。 委員 加害者へのサポートという表現にするかどうかはわからないが必要なこと だと思う。DVの被害者は男性もいるわけであって、加害男性という表現は おかしいのでは。 委員長 おっしゃることは分かるが実態はやはり男性が加害者であることが多い。国 連でも女性に対する暴力という捉え方がある。女性も加害者だ、男性も被害 者だと、セクシュアルハラスメントでも全てあるが、それは別の問題として 捉えられるくらいに、非常に数が違う。 委員 欧米のように相談機能とかカウンセリングとか女性の窓口が非常に充実し ていれば、男性のサポートも望みたい、まだ女性側のサポートも充分ではな

い現状では男性側にカウンセリングということになれば、同じ窓口に加害者

の男性もいるということになりかねない。本来なら、少数でも男性にも必要であるが、女性の枠が少ないために均等にやるとなると問題がある。しかし、そこにまったく配慮しないというのは問題である。アルコール依存症のAAの自助グループのようなものをどうやってつくっていくかとか、何らかの形に男性が抱えている問題をどうやって解きほぐしていくのか。今でも少ない女性のサポートに割り込んでいかないような形で、何かできることはないのかなと思う。

委員

アルコール依存DVとはカウンセリングが違う。ただ対策としては必要でしょうが、具体的に刑罰がないところでどう結び付けていくのかが難しい。AAなどはかなり治っている段階の人なので、そこまで結び付くまでが大変だ。アルコールの方は入院して教育プログラムを受けることで治ることがあるが、女性と離れた状態、女性が逃げた状態で、男性だけにアプローチしても難しい。

委員

今の件だが、単純に加害者側へのサポートとしていいのではないか。実際にこちらに載せるか載せないかと考えると、刑罰は日本ではあたらないとなると、家庭の問題に他人が口を出したということで、逆に恨みがあって悪いほうに行きそうだ。加害者側も罪の意識として捉えてないのでは、反省しなさいとかカウンセリングを受けなさいとなると、家の中の問題を暴露したとなる。今回は触れなくてもよいと思う。世の中が進んでDVを認めていって、そういうことは犯罪なんだと分かるようになってから触れたほうがよい。まったく載せないというのはどうか。今後の対応にもつながる。細かくでは無く、DVの当事者である男性への対応の検討とか、今後どういうものがよいのか検討しながらという方向性で、前向きに進めましょう的ではどうか。建設的なご意見ありがとうございます。DVなどの暴力への加害者側へのア

プローチとかそういう形で載せて、最初はセミナーとかシンポジウムとかが出てきたほうがよい。例えば市民会館で自助グループをやって、被害者側の自助グループと加害者側の自助グループが会うと問題がある。意識啓発が必要でしょう。 行政側も一緒に学んでいく必要がある。次にマイノリティとい

委員

委員長

う表現について。 マイノリティとかジェンダーとかリプロダクティブ・ヘルス/ライツとかい ろいろあるが、分からない人の方が多いと思う。表現はわかりやすいほうが よい。できればなくしたほうがよい。まだ日本語になっていないと思うので、 説明文をつけるよりは、この表現を使わないほうがよい。

委員

杉並区の行政用語を全て日本語にするという流れがあるが。

委員長 委員

20 P のところで、特にマイノリティという言葉を使わなくても表現できる。 その後に困難を抱えている女性への配慮と理解の促進とあるが、これが適切 な表現であるかどうか。「困難を抱えている女性」という表現だったらマイ ノリティがよい。

委員

マイノリティという言葉をあえて使うことはない。特にひとり暮らしの女性というのがマイノリティにあがっているが、ひとり暮らしの女性はマイノリティか、非常に疑問に感じる。困難を抱えている女性というのはそのまま通ると思う。マイノリティという言葉をあえて使うのであれば、他のマイノリティの人々への目配りというのがどこかになければ。性同一性障害とか同性愛とか偏見があると思われている、マイノリティであると感じている人々についての配慮があってというのであれば意味としてわかる。

委員 事務局 1 P目の目次兼体系案にもマイノリティとあるが、こちらも問題ですよね。 1 Pのところは、それぞれの領域にどんなことが含まれるのかということを 例示的に簡略化して書いている。

9

委員長

ここに出ているものも例示的な部分があると思う。さまざまなマイノリティの問題を全部書き込むというのは不可能。市民の中から排除されているんですかと言われたときに返答ができない。困難を抱える女性だけを前に出すと、障害女性からの反発が予想される。言い換えるとしたら主流でない人とか。

委員

複合差別みたいな表現はどうか。

委員長

親しみにくい表現だ。それが分からないと、なぜ男女平等参画に関わるか、 ということが理解できないのではないか。

委員

それこそ現状と課題のところで、そういう人たちへの全ての人の偏見を排除するという一行を入れれば活かせる。持っていくところをはっきりすればよい。具体的にすると、これが入っていてあれが入ってないということになる。マイノリティを使うかどうかは別として、全ての人の人権に配慮するというところで何か適切な文章をつくっていけば、具体的にいくつかを羅列していけばよい。この中で全部を網羅するとなると身動きができなくなる。

委員

今の議論に2つ問題が入っている。マイノリティという言葉を使う意味は、ここに書かれている母子家庭と障害者ということだけではなく、性同一障害とか同性愛の方など含めて例示的にマイノリティという言葉を使ったほうがよいという意味か。しかし、ここではマイノリティとして母子家庭とひとり暮らしの女性と障害女性に対して具体的な施策が挙がってきている。もしマイノリティにさまざまな差別されている人を含めているとなれば、それに対応するような施策とか事業をどう考えるのかという問題が発生する。母子家庭や障害女性に比べて性同一障害のほうが数は少ない。ただ議員になるなどして社会的に問題になっている。それについてこの委員会でそこまで入れるのかという話があった。マイノリティという言葉にそこまで含めているというのか。母子家庭とひとり暮らし高齢女性と障害女性だけに限定的にマイノリティという言葉を使っているように見えるので抵抗がある。

委員長

わかりました。ただ、人数が非常に少ないからといって対象にしていないと 思われるような計画づくりは問題である。

委員

ここと離れて議論する必要がある。どのような形で入れ込むかというのは施策を具体的に考えることもできるし、そこまでは盛り込まないがどこかで配慮する形で入れるのかは話し合いをしたほうがよい。

委員

性同一障害などの人権については、Cグループでは、話し合いから漏れています。

委員長

人権のところで、どういう表現にしたらいいのかは難しい。あらゆる人権に配慮するというのを統一テーマにして例示的に書く。戸籍法が改正される可能性も有る。非常に少数だからといって関係ない問題ではない。セクシュアルな問題は、言わない権利というのもある。ある一部の方たちでもここから排除されたという意見をもたれる計画は立てたくない。

委員

性別があることによって不利益を被るという括り方では入ると思う。男の子か女の子かということで、束縛したり自由を奪われたりという偏見では、男女差別と同じ意味では入れられる。

委員

理念のところでは入れることができる。性別にとらわれずということを盛り込むということは基本理念のところでは入れるが、具体的な計画を理念に沿ってどうやって落とし込んでいくかということは、現段階の推進計画の中に入れるか入れないかの問題。課題として挙がっていないからといって無視しているというわけではない。理念では性別ということがあることでの不利益や苦しみをなくすということで入れる。

委員

どこの市だか忘れたが、市役所に書類を出すときに、性別を外したというの

がある。具体的に動き出している事業というのはある。そういうことをして 欲しいかどうかということである。 委員 アイヌのこととか、婚外子のこととか、差別というのは全部書き込むのは難 しい。皆さんが今まで話題にしないというのが地域性なのかと思うが。差別 があると指摘を受けたときに真摯に取り組んでいくということが基本的な 態度で、全ての差別をなくしましょうと全部を書き込むのは大変である。今 話題になっていない差別もあると思う。 質問ですが、以前のように男女平等推進プランのようなものができて配布さ 委員 れたりするのか。そういう観点から考えると、市民に分かりにくい言葉は除 いたほうがいいのではないか。 マイノリティについて漏れが出てくるからまずいのではないかという議論 をしているが、先程「人権を守る男女平等」のところで、加害男性のサポー トのところで話し合いをした際には、圧倒的に男性から女性へが多いという ことで、加害男性という表現を使うということであった。そうするとマイノ リティである加害女性をカットすることになるかと思う。 委員長 理解しています。加害男性という表現の難しさがある。加害という言葉を使 っていいかという問題。刑法上の加害者なのか、被害者がいるから加害者な のかという問題がある。今後の検討課題である。リプロダクティブ・ヘルス/ ライツについては、使ったほうがよいという意見があるが。 委員 できるだけ分かりやすい言葉にしたほうがいい。どこかに定義を記入すれば よいということだが、私は逆でわかりやすい言葉にしておいて、その言葉を 周知するために説明を持ってきたほうがいい。本文はわかりやすい言葉で、 どこかに注釈をつける形の方がいい。 前回と同じで、できるだけわかりやすい言葉にしたほうがよい。日本語で、 委員 必要ならカッコで入れる。カタカナ語の認知度については、毎日身をもって 体験してわかるようになる。リプロダクティブ・ヘルス/ライツというのは、 日々の言葉にのぼってこない。ほとんど使わないので、わかりやすい言葉に したほうがよい。 ありがとうございました。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、旧厚生省 委員長 が認めた訳語というのは、「性と生殖に関する健康」なのでそれを使うのか。 全く違うことをここで発明するか。旧厚生省は、最初にこの言葉を「妊娠と 出産に関する健康と権利」と訳そうとした。それだと女性の人生のある一時 期のみを指していて問題である。 委員 現状と課題の中には使われる言葉だと思う。施策には入らないが。自己決定 権はきちっと書いた方がいいと思う。 事務局 1ページに書いてあるのは、もともと調査票を検討する際に、リプロの問題 をどう取り込むかと議論されていたから。当てはまる言葉がなかったので、 仮にそういう内容のことが含まれるということを表現したくて入れたので、 皆さんの提案シートには入っていない。 委員 リプロダクティブ・ヘルス/ライツという分類される言葉で、このシーンの 中でもうちょっと盛り込んだほうがいいようなことがあるのかも知れない ということか。専門医療とか。 公民館の学習活動についてはまだ書かれていない。「自分の意思を自分で決 委員 定することができる」ということは意識啓発とかでふれられる。具体的な健 康診断についてもそこに入るのかどうかはわからない。 委員 具体的な取り組みのところで出ているだけで前の方には出ていない。そこを 関連する言葉を具体的に挙げていけば網羅される。今の問題点はこの言葉を

使うか使わないかということで、この言葉だけを持ってきて使う必要性はな

い。具体的なところに落とし入れるのであればいくつかのものを含むことによってそれは入ってくる。ここに挙げたもので足りているかということになるが、それはまた別に足りないものは検討していくことになる。

委員長

ありがとうございました。 C グループが巧みに避けたというのがあると思う。性的自己決定権と言い切れるかどうかというのが議論になっている。残念ながら日本にはまだ刑法に堕胎罪があり、この問題は非常に難しい。堕胎罪があるので、性的自己決定権と言い切って書き込むと、非常に攻撃を受ける可能性がある。 実際にこれで攻撃されている条例とかがある。 では、推進体制について。 新たな検討課題として提起されたことで、 先ほど事務局から厳しい現状について話があったが、ここについて。

事務局

方向性としてはずれていないので、あえて議論するということよりも具体的に素案の形になったときに、書かれた内容が充分かどうかを改めてその時点でご検討していただければと思う。

委員長

事務局としては、苦情処理機関というのは可能性があるか。

事務局

予定として機関を設けていく。

委員長

ありがとうございます。では、「学びで身に付ける男女平等」が残ったが、 これについては、委員から、現場の方から、非常に難しい問題提起をされて いる。

委員

名簿については、身体計測の時には男女別にするのだから、男女別の名簿を使ったほうがよいが、その他の場合は混合名簿にするということで、2種類の名簿を使うことになるが、教員の方にすごく負担になるとは思えない。一緒に隣に座ることと混合名簿は別の話だと思う。私が考えていることとどう突き合わせたらよいのかわからない。

委員

学びで身に付ける男女平等について、あえて学校の中にはとなっているが、 これは学校以外のことも含まれていると解釈しないのか。

委員長

学びということで、学校教育と社会教育との連携もある。

事務局

ここで学校の中と書いたのは、学校に関する他の委員の方との反論になっていたので、こういう反論に対してどう方向性をすり合わせるかということを明確にするために書いた。ここで教育における男女平等と書かなかったのは、家庭内とか生涯学習とかを含めたいために、「学び」としている。当然学校の中以外のこともここでは含む。

委員

寄せてくれたシートだが、委員自身が反対という風にとらえているとは、思えない。上から3行目に「学校の課題はシートにあるとおりです」と書かれている。但し学校現場の中で管理職を含む教員の意識改革が必要で、学校教育の中で管理職や教員の意識にこういった意識があると書いていると思う。学校現場の中で差別ではなく区別と考えている管理職や教員が多いので、意識改革をすることが重要だと書いていると思う。そういう旧態依然とした意識を持っている管理職や教員は多いが、内実は進みつつあると書いていると思う。その後も実態だから、反論としてこのシートを出したとは思えない。学校現場で男女共同参画を進めるには意識改革が必要で、現状としては問題を非常に含んでいるということではないか。

委員長

こういった現状の問題に対応するような中身をもっと書いてくださいという意味か。

委員

そこまでは類推できない。書き方はまだペンディングで、施策と事業をどうするかは吟味しなければならない。課題に対しての対立意見とは受け取れない。

事務局

こういう実態があるのに対して、どうアプローチしていったらよいのかとい うところがまだ煮詰まっていないのではないのかと思う。学校の中というこ

	とで、どういうアプローチがあるのかということはまたお知恵をお借りした
委員長	女性管理職の問題など、家庭責任で管理職に手を挙げる女性がいない。保育園の保育士さんの問題とも共通する部分があるので、手をつけられないということでやっているとそのままになってしまい、この委員会が目指すところが反映されない。 長い時間おつきあいいただきありがとうございました。以上で終了させていただきます。